



基勞補発第0922003号

平成17年9月22日


社団法人日本医師会常任理事 土屋 隆 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示について

標記について、別添により都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知方、特段のご配慮をお願いいたします。



基労補発第0922004号

平成17年9月22日

社団法人日本歯科医師会担当理事 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示について

標記について、別添により都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県歯科医師会及び貴会会員各位に対する周知方、特段のご配慮をお願いいたします。

基勞補発第0922005号

平成17年9月22日

社団法人日本薬剤師会担当理事 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示について

標記について、別添により都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県薬剤師会及び貴会会員各位に対する周知方、特段のご配慮をお願いいたします。



基勞補発第0922002号
平成17年9月22日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契 印 省 略)

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る取扱要領について

診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示については、政府管掌健康保険等の取扱いに準じて行ってきたところであるが、本年4月1日から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びこれに基づく法令が施行されたことに伴い、被災労働者本人又はその法定代理人から開示請求があった場合には、これらの法令の規定に基づき、原則として開示しなければならないこと等となったので了知されたい。

なお、診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示に係る具体的な取扱いについては、「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引」（平成17年4月厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室）によるもののほか、別添「診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領」によるものとするので、了知のうえ、今後の事務処理に遺漏のないよう期されたい。

また、平成13年11月5日付け基勞補発第25号「労災診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領について」は廃止する。